

## 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条（議会の委任による専決処分）第 1 項の規定に基づき、市議会の権限に属する事項のうち、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する 1 件 50 万円（交通事故に係るものにあつては 50 万円に自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に規定する保険金額の最高額及び自動車損害共済業務規程（昭和 27 年全国市有物件災害共済会規程）に定める共済責任額を加えた額）以下の損害賠償の額を定めること及びその損害賠償に係る和解、調停に関すること。
- 2 地方自治法第 286 条（組織、事務及び規約の変更）第 1 項及び第 290 条（議会の議決を要する協議）の規定に基づく福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減又は名称変更に係る組合規約の変更に関すること。